

【別紙】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	① 市有建築物の耐震化及び維持管理	・避難所をはじめとする市有建築物(非構造部分を含む)の更なる耐震化や補修等の維持管理が必要である。	・地震発生時に、避難所をはじめとする市有建築物(非構造部分を含む)の被害を軽減し、市民や利用者の安全を確保することや災害時の応急・復旧業務の継続性を確保するため耐震化対策を実施するとともに、老朽化対策として、効果的・効率的な補修工事を行うことにより、行政機能の維持・向上を図る。	予防-15
		② 道路橋梁の耐震化	・地震発生後に、消防・救急救助活動や支援物資の輸送を担う交通路の通行機能の確保のため橋梁の耐震化が必要である。	・地震発生後に、消防・救急救助活動や支援物資等の輸送を担う緊急交通路及び避難路の通行機能を確保するため、橋梁の耐震対策を実施する。	予防-12
		③ 民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進	・地震発生時に、市民の生命及び財産を守り、避難路の閉塞などから地域の安全を確保するため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 ・道路通行者・公園利用者等の生命や地域の安全確保のため、道路・公園等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。	・地震被害から市民の生命及び財産を守り、避難路の閉塞などから地域の安全を確保するため、市民及び建物所有者等が自主的に耐震化へ取組むことを基本とし、旧耐震基準の住宅・建築物の安全性を高める耐震化の重要性や補助制度の確実な周知啓発を行い、住宅・建築物の耐震診断・改修・除却の促進に取組む。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進) ・道路通行者・公園利用者等の生命や地域の安全確保を目的として、所有者によるブロック塀等の安全点検や撤去工事の補助制度の周知啓発を行い、道路・公園等に面する危険なブロック塀等の撤去促進に取組む。	予防-15
		④ 市有建築物のブロック塀撤去の促進(学校施設除く)	・地震発生時に、道路通行者等の安全を確保する必要がある。	・地震発生時に、市有建築物のブロック塀の倒壊を防止し、市民や利用者を始めとする道路等利用者の安全を守るため、危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。	予防-15
		⑤ 学校園の安全対策	・学校園施設の耐震化は完了しているが、日常のみならず災害時においても、十分な安全性の確保が必要である。	・園児・児童・生徒の学習・生活の場であり、地域のコミュニティ拠点、災害時の避難場所ともなることから(就学前施設を除く)、老朽化対策、非構造部分の耐震化など長寿命化改修を計画的に推進し、防災機能の強化を図る。	予防-15
		⑥ 被災民間建築物応急危険度判定体制の整備	・被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等などの二次被害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る必要がある。	・地震により民間建築物が被災した場合、余震等による倒壊、落下等の二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図るため、応急危険度判定体制の整備や周知啓発に取り組む。	予防-43
		⑦ 液状化マップの周知・啓発	・地震発生時の、液状化による地盤被害を軽減するため、液状化被害リスクの周知等を図る必要がある。	・大阪府は、平成26年度に府域の液状化可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置している。本市でも地震発生時の液状化による地盤被害を軽減するため、民間住宅や建物所有者等に液状化対策の重要性を理解してもらい、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら周知を進める。	予防-15

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	⑧ 消防団の活動強化	・地域防災力の強化に向け、防災資機材の充実や消防団等の安定した活動を確保するなど効果的な取組を支援する必要がある。	・消防団を中核とした地域防災力の強化に向け、大規模自然災害に対応する資機材を整備するほか、地域の防災指導等を円滑かつ効果的に行うことができるよう支援し、消防団等の安定した活動を確保する。 ・地域が整備した消防団施設等の老朽化に対応するため、更新整備費用の一部を補助する。 ・「消防団の装備の基準」(昭和63年消防庁告示第3号)に基づき装備の充実を図る。 ・地域防災の中心的役割を果たす消防団員を確保するため、加入促進施策を継続し、消防団活動のPRを展開する。	予防-54
		⑨ 「避難行動要支援者」支援の充実	・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者は、自らの力で避難することが困難であるため、情報伝達や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。	・災害発生時に、避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐため、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、災害時の支援体制を構築する。	予防-67
		⑩ 学校園における防災教育の徹底と児童生徒等の安全確保の充実	・園児・児童・生徒が自ら命を守る行動をとるための教育が必要である。 ・地域の実態に応じた、避難訓練等を継続的に実施する必要がある。	・園児・児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるように、学校園における継続的・実践的な安全教育・防災教育の充実を図る。 ・地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練等を継続的に実施する。	予防-65
		⑪ 市民の防災意識の向上	・自治会・町会等の地域コミュニティ、事業者等の防災に係る関係団体と連携を図り、防災訓練等を通じて、防災意識の向上を図ることが必要である。	・市民一人ひとりや、自治会・町会等の地域コミュニティ、市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係る関係団体が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、それぞれが主体的に行動できるよう、出前講座の実施や、防災訓練、防災講演会等を継続的に実施し、防災意識の向上を図る。	予防-2
		⑫ 公園の適正な維持管理	・災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を行う必要がある。	・自然災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全に活用できるよう、各種公園施設について、定期的な点検等を実施し、不具合が発生した場合は早急に解消する。	予防-11
		⑬ 空き家の適正な管理意識の向上	・建物倒壊等のおそれがあるなど、適正に管理がなされていない空き家の放置防止を目的として、市民の安全・安心の確保に努める対策を促進する必要がある。	・所有者の適正管理を前提として、建物倒壊等のおそれがあるなど、適正に管理がなされていない空き家の改善や除却を図り、市民の安全・安心の確保に努める。(空き家再生等推進事業・空き家対策総合支援事業の推進)	予防-12
		⑭ 市街地再開発事業の推進	・千里丘駅西地区において、交通結節機能の強化や計画的な土地の高度利用により、災害に強い良好なまちづくりを推進する必要がある。	・千里丘駅西地区において、交通結節機能の強化や計画的な土地の高度利用により、災害に強い良好なまちを形成するために、再開発事業を推進する。(千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業、令和3年度～令和8年度、総事業費258.5億円(千里丘駅西地区関連街路整備事業、令和3年度～令和8年度、総事業費30億円含む))	予防-12

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
直接死を最大限防ぐ	1-2 既成市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	① 防火・準防火地域等の指定	・都市の不燃化を更に促進し、火災の被害を最小限にする必要がある。	・都市の不燃化を促進するため、市街化区域内では防火・準防火地域の指定が行われており、新築時などにおいて火災の被害を最小限にするよう指導に取組む。	予防-53
		② 消防水利の確保対策	・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、耐震性貯水槽や自然水利などの消防水利を確保する必要がある。	・火災による被害を軽減するため、河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、学校のプールなどを積極的に活用するほか、大規模自然災害発生時に使用可能な消防水利を確保する。 ・建築物の開発時に耐震性貯水槽設置促進等を指導する。	予防-54
		③ 救急救命士の養成・能力向上	・自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。	・救急救命士を養成し、また、救急救命士が行う全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成する。	予防-54
		④ 防災拠点の整備と広域避難地等の検討	・地震発生後に、住民等の安全を確保し、避難することができる広域避難地の整備が必要である。 ・広域避難地や後方支援活動拠点として、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。	・地震時等における火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保を図れるよう、状況に合わせて柔軟に対応できる公園や防災空地を整備する。 ・災害時における消防や警察、自衛隊、医療関係、ボランティア活動等の人的応援や食料等の救援物資の受援救援拠点となる防災拠点用地を確保する。	予防-11、 予防-27、 予防-33
		⑤ 消防の広域連携	・自然災害発生時に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、隣接市の消防と連携する体制を整備する必要がある。	・大規模自然災害発生時に備えた隣接消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定など、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制について更なる強化を図る。	予防-55
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	① 防災拠点の整備	・安威川以南地域は河川に囲まれた低地であり、河川氾濫による浸水リスクが高いことから、水害時の復旧活動や避難活動の拠点を整備する必要がある。	・水害時の復旧活動拠点となる鳥飼地区河川防災ステーションの整備促進など、高台まちづくりを推進する。(都市安全確保拠点整備事業)	予防-11
		② 長期湛水の早期解消に向けた対策	・国や府、沿川自治体などの関係機関と連携し、洪水に備える対策に取り組む必要がある。	・河川氾濫に伴う浸水では、市域全域で長期湛水の可能性があることから、国・府等の関係機関と連携し、長期湛水の早期解消を図る。	予防-17
		③ 治水対策、豪雨時の冠水対策	・近年頻発する集中豪雨に対して、民間開発による雨水貯留施設等のハード対策と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。	③-1治水対策 ・氾濫が発生することを前提として、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の意識づけを進めるとともに、国や府、淀川・安威川などの沿川自治体などの関係機関の相互連携のもとに広域避難計画を推進する。 ③-2豪雨時の冠水対策 ・近年頻発する集中豪雨に対して、民間開発による雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援する出前講座やハザードマップの作成・配布、地域版防災マップの推進などのソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る。(雨水整備事業<東別府地区>、令和4年度～令和5年度、総事業費4.1億円)	予防-3、 予防-41 予防-6、 予防-17

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
1	直接死を最大限防ぐ	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	④ 下水道施設老朽化対策	・耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策を推進する必要がある。	・敷設後30年を経過する管路施設を優先に状態を把握し、耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策として、予防保全型の維持管理を推進する。 (下水道改築更新事業、令和4年度 事業費3,083千円)	予防-13
				⑤ 排水路ポンプ場老朽化対策	・排水路ポンプ場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策を推進する必要がある。	・近年頻発する集中豪雨に対して、排水路ポンプ場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策として、予防保全型の維持管理を推進する。	予防-17
				⑥ 雨量水位テレメータの管理	・河川・水路の水位情報を把握する必要がある。	・雨量水位等に関する情報を迅速に収集し、ゲリラ豪雨等による災害の未然防止、被害の軽減に努める。	予防-17
				⑦ 要配慮者利用施設の避難体制の確保	・浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設において、避難確保計画が作成されるよう支援する必要がある。	・平成29年6月に水防法が改正され、浸水想定区域の要配慮者利用施設の管理者等は、自然災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、施設の種別や立地条件等の実態に即した避難確保計画の作成や訓練実施が義務付けられたことから、対象となる施設・事業所に対して、早期の避難確保計画作成及び定期的な見直しを促す。	予防-18、 予防-67
				⑧ ため池の防災・減災対策	・近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、関係機関と連携し、防災・減災対策に取り組む必要がある。	・近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、近隣自治体及びため池管理者と連携し、ハザードマップの利活用など、防災・減災対策を総合的に推進する。	予防-18
				⑨ 他機関連携・コミュニティタイムラインの策定	・大規模災害が発生することを前提として、防災関係機関が共通の時間軸(タイムライン)をあらかじめ明確にし、災害時に迅速な防災行動を行えるようにする必要がある。	・防災関係機関が災害時に迅速な防災行動を行えるよう、共通の時間軸(タイムライン)に沿って具体的な災害対応の行動時期を定め、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ明確にする。 ・地域においても、自らの判断で避難行動を行えるようコミュニティタイムラインを作成し、地域防災力の向上を図る。	予防-6、 予防-32
				⑩ 風水害に関する的確な避難指示等の判断・伝達	・風水害に関する的確な避難指示等の判断及び住民への情報伝達ができるようにする必要がある。	・風水害に関する的確な避難指示等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、最新の知見や制度の見直しに合わせ、避難指示等の判断・伝達マニュアルの更新をするなどし、的確に避難指示等の判断・伝達を行う。また、情報収集の手段について、平時より周知を図る。	予防-24
2	消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	① 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築	・救援物資の不足に備え、必要物資を事前に備えるとともに、避難所までの物資配送が可能となる体制を整備する必要がある。	・物資における受援体制を整備するとともに、避難所までの物資配送マニュアルを策定し、避難所でのニーズ把握、救援物資の調達・配送などを円滑に行う。	予防-32、 予防-42
				② 道路施設の適正な維持管理	・道路を常に安全で健全な状態に保つため、効果的かつ効率的な維持管理を行う必要がある。	・橋梁や舗装、街路灯等の計画的な点検・修繕を実施し、効果的かつ効率的な維持管理により、道路を常に安全で健全な状態に保つ。 (道路事業 平成31年～令和5年 総事業費3.4億円)	予防-11、 予防-46
				③ 都市計画道路の整備	・防災活動を支える市内の道路ネットワークを構築する必要がある。	・交通環境の向上を図るとともに、市内の道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の整備を推進する。	予防-11

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
2 消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	④ 道路の新設、改良、拡幅	・必要な道路整備を計画的に行うことにより、災害時に円滑に利用できる道路を整備しておく必要がある。	・必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進する。なお、整備については本市の道路の整備に関するプログラムに基づいて整備していく。 (道路事業 平成31年度～令和5年度 総事業費15.58億円)	予防-11
		⑤ 狭隘道路の解消	・市内には狭隘道路が多く存在しており、緊急車両の通行や避難路として脆弱な箇所の解消が必要である。	・既成市街地内の幅員が狭い道路が多い地区において、建物の新築・建替えなどに際し道路拡幅の支援に重点的に取り組む。(狭隘道路整備事業の推進)	予防-11
		⑥ 水道施設の耐震化や計画的更新	・自然災害による被災を最小限にとどめるため、断水事故をおこさず上水道を供給する必要がある。	・摂津市地域防災計画に基づき設定した災害時重要給水施設に至る管路について、自然災害等による被災を最小限にとどめ、断水事故をおこさず上水道を供給するため、基幹管路等の耐震化や老朽管の解消及び脆弱な水道施設の更新を計画的に推進する。	予防-12
		⑦ 災害時の情報収集・共有	・自然災害発生時に、災害対策本部と避難所との情報共有を図り、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信できるようにする必要がある。	・災害時にも比較的影響が少なく復旧が早いインターネット回線を活用して、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に情報を発信する。 ・停電時においても、避難所と災害対策本部の情報共有が図れるよう、蓄電池等を整備する。	予防-24
		⑧ 応急給水体制の整備	・自然災害発生後の水道断水地域において、速やかに飲料水の提供を行えるように備える必要がある。	・飲料水の応急給水が円滑に行えるよう応急給水拠点の整備や応急給水用資機材の配備を進める。 ・平時より応急給水訓練を実施することで、災害時における水道断水地域へ速やかに応急給水措置を行うとともに、飲料水の提供を行う。	予防-49、 予防-60
		⑨ 避難所の確保と運営体制の確立	・被災者の避難生活を支援する必要があるため、また、高齢者・障がい者等の要配慮者を対象とし、必要な避難所・避難場所の確保や受入れ体制の整備が必要である。	・公共施設(河川防災ステーション・認定こども園)等の避難場所を整備・確保する。(都市安全確保拠点整備事業) ・避難所運営マニュアルは随時見直し、更新する。 ・多言語及びやさしい日本語の活用	予防-33、 予防-41
		⑩ 福祉避難所の確保	・自然災害発生後に、一次避難所での生活が特に困難な要配慮者を対象とした福祉避難所(二次避難所)を円滑に開設・運営することができる体制を整備する必要がある。	・高齢者・障がい者など一次避難所での生活が特に困難な要配慮者を対象とした福祉避難所(二次避難所)を円滑に開設・運営できるよう、体制の整備を図る。また、必要な備蓄品についても配備する。	予防-39
		⑪ 道路の無電柱化	・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止する必要がある。	・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する。	予防-11

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
			⑫ 迅速な道路啓開の実施	・自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行う必要がある。	・人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、災害時における応急対策業務等に関する協定を関係機関等と締結するなどし、道路啓開体制等の充実を図る。	予防-47
2	消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	⑬ 連続立体交差事業の推進	・自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行う必要がある。	・自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、交通の障害となる踏切の除却及び道路ネットワークの強化を目的とした阪急京都線連続立体交差事業を推進する。(阪急電鉄京都線(摂津市駅付近)連続立体交差事業、平成29年度～令和15年度、総事業費437億円)	予防-12
			⑭ 避難所における再生可能エネルギー設備の導入	・災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、多様なエネルギーの確保に努める必要がある。	・災害時の避難場所となる施設について、再生可能エネルギーの整備や、LED化により消費エネルギーの最小化を図るなど、災害時の多様なエネルギーの確保を図る。	予防-33
			⑮ 雨水の有効活用	・災害時に、公共の既存施設や新設施設に雨水を水洗便所や生活用水として使用できるようにする必要がある。	・公共の既存施設や新設施設に雨水貯水タンク等を設置し、災害時に雨水を水洗便所や生活用水として使用できるよう雨水の有効利用を図る。	予防-11
	2-2 消防組織の被災等による消防・救急救助活動等のための資源の絶対的不足	① 緊急消防援助隊の受入体制の強化	・自然災害発生後に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊の受入体制を強化することが必要である。	・消防・救急救助活動体制を強化するため、府内代表消防機関である大阪市消防局と密接な連携を図り、円滑な受入体制を確保する。	予防-32、 予防-55	
		② 消防・救急救助活動体制の充実・強化	・大規模自然災害時に、迅速的確な活動により被災者の救出救助ができる体制の整備が必要である。	・大規模自然災害時に効果的な消防・救急救助活動を行うため、救出救助活動に必要な資機材・車両等を更新整備する。また、迅速かつ的確な活動が行えるよう、平時から訓練を実施するなどし、消防・救急救助体制の充実・強化を図る。	予防-55	
		③ 自主防災組織との連携強化	・消防団が地域により密着した活動が行うことができるよう、必要な対策を講じる必要がある。	・消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるように必要な対策を図る。	予防-55	
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	① 帰宅困難者対策	・交通機関途絶時において、大量に発生することが予想される帰宅困難者への対策が必要である。	・大阪府や鉄道事業者と連携し、避難所への集中防止、駅での混乱防止や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった従業員を安全に帰宅させるために必要な情報発信を行う。 ・帰宅困難者が多数集中し、混乱が危惧される駅周辺について、鉄道事業者と連携し混乱防止策を確立する。	予防-52	
② 事業継続力強化支援計画の策定		・大規模自然災害発生後に、中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう支援する必要がある。	・小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、商工会と連携し、事業継続計画の策定を後押しする。	予防-7		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① 医薬品等の確保及び配給体制の整備	・大規模自然災害発生時に、救護所等で必要とされる医薬品等を安定的に確保し、配給する必要がある。	・大規模自然災害発生時に救護所等で必要とされる医薬品等が安定的に供給されるよう、摂津市薬剤師会と連携し、災害用医薬品等の確保供給体制の整備を図る。	予防-58
			② 災害時の医療救護活動	・大規模自然災害発生時に、多数の負傷者への医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。	・摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会等の協力を得て、災害時の医療救護活動を確保できる体制を強化する。	予防-57
2	消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	① 遺体対策	・大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力や遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。	・災害により多数の犠牲者が発生した場合に、事業者等と連携し遺体の安置、処置、火葬等を円滑かつ適正に行う。また、火葬体制の強化、火葬儀礼の簡素化を行い、火葬炉稼働率を高める。	予防-30
			② し尿の適正処理	・自然災害発生後に、汚水枦がない市指定の避難場所にくみ取り式仮設トイレを設置する場合には、し尿を適正に処理できるよう協定自治体や民間事業者との連携が必要である。	・市指定の避難場所に仮設トイレを配置する。仮設トイレはマンホール放流式仮設トイレを基本配置し、汚水枦がない場合には、携帯トイレ、非常用簡易トイレを積極的に配付する。救援物資等で届いたくみ取りを必要とするトイレを配置した場合は、民間事業者の協力のもとし尿収集を行うと共に、配置した全ての仮設トイレの維持管理を行う。	予防-43、 予防-64
			③ 被災地域の感染症予防等の防疫活動	・自然災害発生後に、被災地域における感染症の予防及び拡大防止のため、避難者への啓発を実施するとともに、保健所が実施する疫学調査等に協力する必要がある。	・平時から、市民を対象に広報紙・市ホームページ・出前講座等で感染症予防に必要な周知・啓発を行う。 ・避難所における感染症対策が円滑に実施できるよう、訓練を実施する。 ・災害発生時において、感染症や食中毒等を予防するため、環境の整備、避難者への啓発を行う。 ・感染症等が発生した場合においては、保健所が行う疫学調査等に協力し、感染拡大防止に努める。	予防-3、 予防-64
			④ 被災者の生活再建のための措置	・児童・生徒の安全な教育環境を確保するとともに、避難所としての機能強化を図るための施設整備を行う必要がある。	・児童・生徒の安全な教育環境を確保するとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館における空調整備の設置等、避難所としての機能強化を見据えた整備を推進する。	予防-42
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	① 被災者のこころのケア対策	・自然災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等のストレスにより、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、PTSDの症状に襲われる恐れがあるため、関係機関と連携した相談・支援体制を整備する必要がある。	・大規模災害発生時に備え、災害派遣精神医療チーム(DPAT)と連携し、避難所への巡回相談、家庭訪問等により、こころの健康に関する相談体制を構築する。	予防-42
			② 被災者の巡回健康・栄養相談等	・大規模自然災害時に、被災者に対し迅速な生活支援ができるようにしておく必要がある。	・大規模災害時に、被災者の生活支援の総合窓口として、被災者支援センターを迅速に開設できるよう体制整備をする。	予防-27
			③ 被災者の巡回健康・栄養相談等	・自然災害発生後に、避難者の健康や栄養に関する相談対応・支援、生活環境整備等の体制を確保する必要がある。	・避難者や自宅への巡回相談等により、被災者の健康や栄養に関する相談対応・支援の実施、また必要な健康教育・生活環境整備等を行うための体制を構築する。 ・相談対応等に当たっては、医療・栄養・リハビリ・介護などの様々な支援チーム等と連携が図れるよう、体制を整備する。	予防-43
			④ 被災者の巡回健康・栄養相談等			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
2 消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	⑤ 応急仮設住宅の早期供給や被災住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、速やかに確保する必要がある。 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の支援を行う必要がある。 	<p>⑤-1大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が居住不能となった被災者が早期に住居を確保できるよう、大阪府が、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げ、被災者に提供する「大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度」について、同制度実施要綱に基づき、被災者への情報提供や申込みの仲介受付等を迅速に行うため、平時より大阪府との情報共有に努める。 <p>⑤-2大阪版みなし仮設住宅制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が公的賃貸住宅を借り上げ、災害により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対し、みなし仮設住宅として1年間無償で提供する大阪版みなし仮設住宅制度(借上げ費用は府と1/2ずつ負担)の実施体制を整備する。 <p>⑤-3被災住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関する支援の実施体制を整備する。 	予防-44
		⑥ 住宅関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害発生後、応急入居に関する情報、住宅建設や被災住宅の応急修理に関する情報を市民に周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に応急仮設住宅、公的賃貸住宅、住宅補修及び住宅関連資金融資等、住宅支援に関連する情報を周知する体制を整備する。 	予防-2
		⑦ マンホールトイレの整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における良好な衛生環境を確保するために、マンホールトイレの配備を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の建設や公園整備、大規模な改修などのハード整備が実施される場合には、下水道直結型のマンホールトイレを整備する。 	予防-33
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市役所機能の機能不全	① 業務継続計画及び受援計画の運用	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害発生時において必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進する必要がある。また、迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の非常時優先業務を選定した業務継続計画の運用を図るとともに、迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定・運用する。 	予防-30、 予防-32
		② 防災協定等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施するための、受援体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 府外も含めた市町村間等との相互応援体制の強化に努めるとともに、迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう、民間事業者との防災協定締結を推進する。 	予防-8、 予防-44、 予防-48、 予防-49、 予防-51、 予防-55、 予防-64
		③ 災害対策のマニュアルの充実及び職員の災害対応能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるように、各部においてマニュアル等を整備し、災害対応に対する職員の意識や対応力の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、各災害対策マニュアルの充実を図る。マニュアルは危機管理担当課で集約のうえ、庁内及び摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会等の関係団体等と共有を図り必要な修正などを随時行うとともに、図上訓練や防災訓練、研修等を通じて、職員の災害対応に対する意識を高め、対応能力の向上を図る。 	予防-2
		④ 発災後の緊急時における財務処理体制	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害発生後、緊急を要する財務処理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後、停電等により財務会計システム等が停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する。 	予防-27

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全	⑤ 市庁舎が被災した際の代替施設の確保	・大規模災害により市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の確保が必要である。	・自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市庁舎が使用できなくなった場合における代替施設を確保し、必要な整備を行う。	予防-30
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	① 庁舎(庁舎代替施設や避難所を含む)の非常用発電設備整備等	・停電発生時でも行政機能が麻痺しないように非常用発電設備等を整備する必要がある。	・停電発生時に、72時間程度は最低限必要な非常用電源を確保できるよう、非常用発電設備の耐水化または階上への設置を実施する。 ・エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、再生可能エネルギー等を組み合わせた自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池、電気自動車の利活用等を促進する。	予防-27
				② 消防庁舎の非常用発電設備整備	・停電発生時でも消防・救急救助活動が麻痺しないように非常用発電設備を整備する必要がある。	・災害発生時に備え、浸水時や停電発生時でも72時間以上の必要電力を確保できるよう、災害時の活動拠点である消防署所の非常用発電設備を確保する。	予防-27
				③ 情報発信の多重化	・災害発生時に、市民自らが情報を取得できるように様々な手段で情報発信する必要がある。	・市内17箇所設置されている防災行政無線の屋外拡声子局から災害時の緊急情報等を発信できるよう、維持管理に努める。 ・聞き逃し対策として、放送内容の問合せができる電話応答サービスのほか、市ホームページやおおさか防災ネット、SNSなど複数の手段を用いて情報提供を行うとともに、市民自らが情報を取得できるよう啓発する。	予防-25
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	① 市民等への情報提供	・災害発生後に、市民等に対して正しい情報を迅速に発信する必要がある。	・災害に関する注意喚起、防災に関する取組情報等(外国語表記も含む)について、広報紙、市ホームページ、SNS等の各所管課が有する媒体を用いて一元的に発信する体制を整備する。	予防-25
				② 避難所での情報収集環境の整備	・避難所において、避難者が必要な情報を取得できるよう、環境整備をする必要がある。	・避難所において、避難者が必要な情報を取得できるよう、Wi-Fi等の環境整備をするよう努める。 (令和4年度に「地域BWAサービス実施に関する協定」を締結し、避難所となる施設において、Wi-Fi環境の整備が完了した。)	予防-33
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	① 企業の事業継続計画の策定・促進	・電気・ガス・水道などライフラインの供給停止やサプライチェーンの寸断による事業の中断に備え、企業の事業継続計画に基づいた対応策を定めておく必要がある。	・企業の事業継続計画の策定を支援する。 ・流通関連団体との協力関係を構築することで、多様な流通経路を確保する。	予防-7
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	① 企業の事業継続計画の策定・促進(再掲)	脆弱性評価結果は5-1に記載	必要な取組は5-1に記載	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
	5-3 食料等の安定供給の停滞	① 食料等の供給体制の整備	・災害発災直後、道路網の寸断により市内の物流が停滞し、備蓄水や備蓄食料を迅速に避難所に配送できないことが懸念されるため、食料等の供給体制を整備する必要がある。	・備蓄水や備蓄食料を小学校区ごとに保管する。 ・ローリングストックに基づいた家庭内備蓄の重要性を啓発する。 ・大阪府及び府警察と協力し、道路啓開体制を構築する。 ・大阪府と連携し、物資の調達、集積、配送方法などの供給体制を構築する。	予防-47、 予防-49
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの維持への甚大な影響	① ライフラインの確保	・大規模自然災害が発生した場合に、早期にライフラインの応急復旧を行うことが必要である。	・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、平時からライフラインに関わる事業者と連携に努める。	予防-60
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	① 水道施設の耐震化・電源の確保	・水道施設の耐震化と、非常用電源などの計画的な整備が必要である。	・老朽化した管路の計画的な更新と、配水池の耐震化に取り組む。 ・停電時の断水を防ぐため、浄水施設等の非常用電源を確保する。	予防-13、 予防-15
		② 上水道の早期供給	・一箇所の管渠破損で広いエリアが断水する可能性がある。また、地震により脆弱な管路ほど被害を受ける可能性があるため、上水道の早期供給が必要である。	・管路のループ化や重要管路の複線化により水道供給の強化を図る。	予防-13
		③ 復旧資材の確保	・復旧資材が入手困難となり、復旧が遅れる懸念があるため、早期確保が必要である。	・民間事業所と協定を締結することで、復旧に必要な資材の在庫を市が入手できる体制を整備する。	予防-11
		④ 相互応援体制の確保	・職員の被災により、復旧作業や給水活動の遅れが懸念されるため、相互応援体制の確保が必要である。	・迅速かつ的確な応急給水活動が行えるよう他の水道企業体等からの応急修繕職員や給水車派遣など応援体制を構築する。	予防-49、 予防-60
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	① 汚水処理施設等の老朽化対策等	・震災により管路が破損するとトイレ等の排水設備が使用できなくなり、衛生環境が大きく損なわれるため、汚水処理施設等の老朽化対策等が必要である。	・老朽化した管路の計画的な改築更新に取り組む。 ・災害時の仮設トイレ設置に向け、民間事業者と協定を締結する。 ・市民に非常用簡易トイレの備蓄を啓発する。 ・し尿くみ取りについて、協定自治体からの受援体制を構築する。	予防-2、 予防-13、 予防-64
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	① 連携体制の確保	・大規模自然災害が発生した場合に、地域交通網の迅速かつ的確な応急復旧を行う必要がある。	・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ホットラインの確保など、交通インフラに関わる事業者と連携に努める。	予防-24
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	① 防災インフラの老朽化対策等	・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐ必要がある。	・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、下水道施設等の老朽化対策や耐震化対策を推進する。 (下水道改築更新事業、令和4年度 事業費0.6億円) (下水道総合地震対策計画策定業務委託、事業費0.2億円)	予防-13	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
				② 広域避難	・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備える必要がある。	・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う。	予防-33
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	① 消防水利の確保	・消火栓の破損により、消火活動に手間取ることが懸念されるため、消防水利の確保が必要である。	・住宅密集地等に消火栓を増設する。 ・消火栓以外の消防水利(耐震性貯水槽等)の整備を図る。	予防-54
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	② 消防施設等の充実	・各種更新計画に基づいて、消防車両及び資機材等を整備する必要がある。	・消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)に基づき、消防車両等の消防施設の充実を図る。 ・映像情報等を活用した情報収集体制や通信機能の強化を図る。 ・消防団屯所・消防車両・小型動力ポンプ、活動資機材等の充実強化を図る。	予防-54
				③ 応急対策活動の拠点確保	・住宅密集地においても応急対策活動の拠点を確保する必要がある。	・応急対策活動の拠点ともなる都市公園を整備する。	予防-27
				④ 延焼の防止	・住宅密集地では築年数の古い木造建築が多いため、延焼防止に向けた啓発を行う必要がある。	・住宅密集地では築年数の古い木造建築物が多く、延焼を招く可能性が高いため、建物の防火改修に向けた市民啓発を実施し、延焼の防止を図る。	予防-53
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	① 民間住宅・建築物の耐震化や水道施設、下水道施設の耐震化	・老朽化した建物の倒壊、屋根瓦や外壁等の崩落等による通行困難や、上水道管・下水道管の破損による道路陥没が懸念されることから、耐震化する必要がある。	・民間住宅・建築物の耐震化促進やブロック塀等の安全点検などの周知啓発に努める。 ・円滑な道路啓開に向け、警察や茨木土木事務所など関係機関との連携を強化する。また、交通規制の判断基準を策定する。 ・老朽化した上水道管、下水道管の更新を促進する。 (下水道総合地震対策計画策定業務委託、事業費0.2億円)	予防-12、 予防-13、 予防-15、 予防-46
		7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	① 多様な通信手段の整備	・避難情報や事前の備えについて、多様な方法で市民への確かな情報発信を行う必要がある。	・避難情報等について、市民への確かな発信を行うため、防災行政無線やエリアメール、SNSの活用など、情報伝達手段の多重化に取り組む。	予防-25
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	① 水害時の二次被害の抑制	・浸水想定区域に火薬類・高圧ガス・化学薬品等を扱う事業所が多く、水害時の二次被害を抑制する必要がある。	・関係機関と連携して、法令に定める適正な有害物質の保管措置など保安体制の強化に努めるとともに、事業所への立入検査時等に防災管理体制について指導する。	予防-21、 予防-64		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物の適正処理	・大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐ必要がある。	・災害廃棄物の仮置き場、処理体制の確立、他自治体や関係機関と連携した広域的な連携体制などを定めた災害廃棄物処理計画を策定する。	予防-64
				② 生活ごみの適正処理	・被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に対処できる体制を確立する必要がある。	・災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、広域的な相互支援体制の充実を図る。	予防-64

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	項目	脆弱性評価結果	具体的な取組	地域防災計画内の該当ページ
		③ 災害ボランティア対策	・家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するための、災害ボランティアによる支援体制を整備する必要がある。	・災害発生時に必要に応じて社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置してボランティアの受入れ及び派遣を行う。	予防-10
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	① 震災後の復興都市づくりにおける人材育成	・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐ必要がある。また、より一層防災サポーターや防災士を養成する必要がある。	・自主防災組織役員に対して、大阪府等が実施する研修会への参加を促し、防災スキルの向上を促進する。 ・防災サポーターや防災士の養成について、各自主防災組織に直接働きかけることで、一層の人材確保を促進する。	予防-5
		② 防災証明書の発行	・防災証明書発行にともなう家屋調査は専門性が高く、スキルを持つ職員も限られていることから、迅速な証明の発行体制を整備する必要がある。	・防災証明書について、災害直後から申請受付や家屋調査を実施できるよう、職員の専門知識向上のための研修を実施する。また、他自治体からの応援職員派遣に備え、受援体制を整える。	予防-44
		③ 早期復興に向けた専門家による支援	・被災後の混乱の中、被災自治体だけで復興計画を立案することは困難であるため、専門的な知見を持つ人材による支援を受ける必要がある。	・東日本大震災などで復興を支援した学識経験者を防災アドバイザーとして委嘱し、早期復興に向けた体制を整備する。	予防-32
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	① 排水機能の維持・強化	・水路を雨水排水経路として使用している地域では、豪雨時の内水氾濫にかかる対策を講じる必要がある。	・雨水排水の基盤整備を推進するとともに、排水ポンプの機能維持に努める。	予防-17
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失	① 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	・貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失を回避するための対策を講じる必要がある。 ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、災害発生時に人的被害を軽減するための対策を講じる必要がある。	・指定文化財等の歴史的建造物について、文化財所有者及び管理者へ消火設備等の設置や耐震診断を働きかける。 ・災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や避難誘導、消火などの訓練に取り組むよう促す。	予防-66
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	① 地籍調査による官民境界の確認	・大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地区の整備に向けた、地籍調査を推進する必要がある。	・都市部における官民境界(主に道路と個人地)を確認し、境界点の座標を世界測地系により管理することで、大規模災害時の迅速な道路復旧等に寄与する。	予防-28
		② 仮設建物の整備体制の確保	・防災空地の候補となる公有財産が少なく、仮設建物に供する建築資材の供給ルートを確保する必要がある。	・仮設住宅の建設や建築資材の確保に向け、民間事業者と防災協定を締結する。また、防災空地の確保に努める。	予防-8、 予防-11、 予防-44
③ 防災協力農地の確保		・仮設建物に供する建築資材等の災害復旧用資材置場等を確保する必要がある。	・災害復旧資材置場等の確保に向け、防災協力農地の登録を推進する。	予防-11	